羽曳野市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（16年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）15年度の人件費率
16年度	人 119,927	千円 37,147,970	千円 △ 805,454	千円 6,944,040	% 18.7%	% 18.4

（注）1　決算額は地方財政状況調査の分析によるものです。

2　人件費には特別職・議員に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
17年度	人 617	千円 2,708,093	千円 730,916	千円 1,205,169	千円 4,644,178	千円 7,527

（注）1　職員数は4月1日現在、一般会計の一般職に属する職員の数で再任用短時間勤務職員（13人）を含みます。

2　職員手当には退職手当を含みません。

3　給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項

本市独自の給与抑制措置について

・平成14年4月1日から管理職手当カット（20%）を実施中。

（平成12年4月1日から平成14年3月31日まで10%カット）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

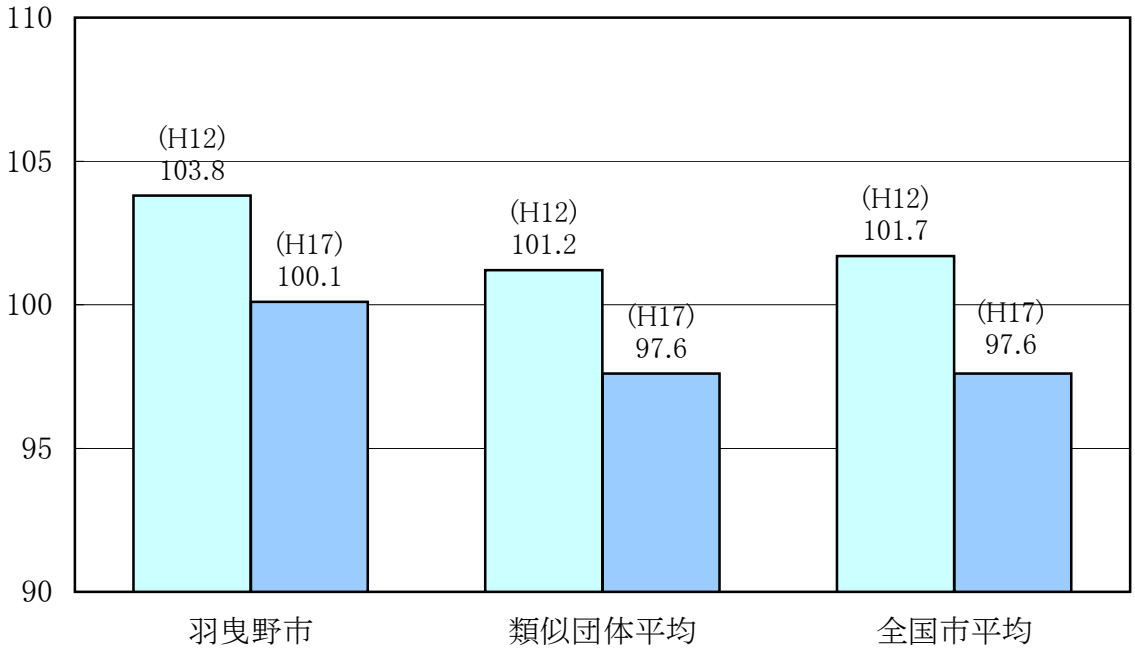

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
羽曳野市	歳 44.11	円 377,430	493,375 円 453,190 円
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似団体	歳 44.2	円 362,679	453,439 円 418,618 円

②技能労務職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
羽曳野市	歳 48.4	円 370,080	450,070 円 433,369 円
うち清掃職員	歳 49.4	円 392,075	489,375 円 457,295 円
国	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体	歳 46.0	円 327,117	387,063 円 365,350 円
民間事業者平均	歳 53.2	円 －	円 419,755

（注） 民間事業者平均は、「職員の給与等に関する報告及び勧告（平成17年10月）大阪府人事委員会」から数値を引用しています。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
羽曳野市	歳 37.6	円 315,981	413,249 円 378,959 円
国	歳 41.8	円 389,351	円 448,107
類似団体	歳 39.4	円 321,768	427,341 円 367,161 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額
羽曳野市	歳 46.5	円 375,200	443,535 円 432,576 円
国	歳 40.3	円 334,791	円 377,228
類似団体	歳 40.9	円 327,181	379,613 円 360,869 円

⑤小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額
羽曳野市	歳 37.9	円 321,163	384,753　円 378,890　円
大阪府	歳 45.5	円 397,176	円 471,630
類似団体	歳 42.6	円 354,645	406,794　円 389,415　円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区　分		羽曳野市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	184,400　円	198,600　円	Ⅰ種　179,800 円	198,600　円
				Ⅱ種　170,700 円	184,400　円
	高校卒	160,200　円	171,100　円	Ⅲ種　138,800 円	148,500　円
技能労務職	高校卒	160,200　円	171,100　円	－	－
	中学卒	143,300　円	154,300　円	－	－

（注）　技能労務職以外の区分は、一般行政職と同じです。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	281,025　円	329,075　円	374,156　円
	高校卒	－　円	284,475　円	346,250　円
技能労務職	高校卒	－　円	295,600　円	334,100　円
	中学卒	－　円	－　円	－　円
税務職	大学卒	283,357　円	332,020　円	－　円
	高校卒	－　円	－　円	－　円
福祉職	短大卒	255,020　円	287,825　円	332,440　円
	高校卒	－　円	－　円	－　円

（注）1　各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の階層について記載しています。

2　各経験年数と近似の階層に該当する職員数が3人以下の場合は、「－」と記載しています。

3　経験年数とは、卒業後直ぐに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいいます。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8　級	審議官・理事・部長	人 22	% 5.6%
7　級	参事・課長・副理事	人 51	% 12.9%
6　級	主幹・課長代理	人 77	% 19.5%
5　級	主査・係長	人 86	% 21.8%
4　級	主事・主査	人 83	% 21.0%
3　級	主事	人 57	% 14.4%
2　級	主事	人 17	% 4.3%
1　級	主事	人 2	% 0.5%

（注）1　羽曳野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

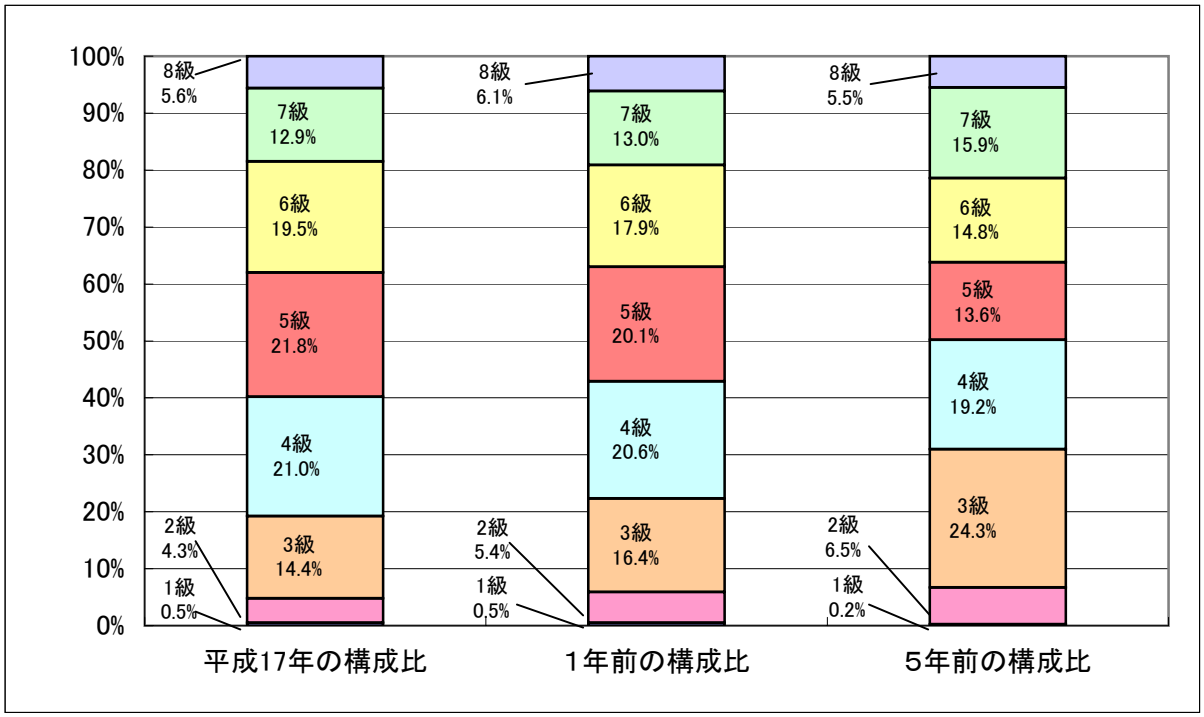

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数 A	700 人
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	37 人
	比率 B／A	5.3%
15年度	職員数 A	719 人
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	33 人
	比率 B／A	4.6%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽曳野市	国
1人当たり平均支給額(16年度) 1,926 千円	－
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) ( )内は、再任用短時間職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

羽曳野市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～10%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	12,566 千円	25,965 千円	1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 調整手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)			317,322 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)			450,100 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
羽曳野市	10.0 %	616 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）	315 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	2,717 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）	16.5 %
手当の種類（手当数）	7 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等滞納徴収手当	市税等（市税、国民健康保険料及び介護保険料をいう）に関する事務を主管とする課所に勤務する職員	課所を離れて滞納に係る市税等の徴収に従事したとき	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	生活環境部に勤務する職員	次に掲げる作業に従事したとき (1)感染症の患者もしくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業 (2)家畜感染症等の患畜もしくは家畜感染症等にかかっている疑いのある家畜の取扱い又は家畜感染症等の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業	1日につき400円
結核接触作業手当	保健福祉部に勤務する看護師、保健師その他の職員	結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したとき	1日につき、200円
死獣処理手当	生活環境部又は土木部に勤務する職員	死獣の処理作業に従事したとき	1件につき400円
有毒、有害物取扱作業手当	生活環境部に勤務する職員	野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病害虫の防除のため、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したとき	1日につき400円
行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当	保健福祉部に勤務する職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき、その収容護送作業に従事したとき	(1)行旅病人の収容護送作業 1件 1,000円 (2)行旅死亡人の収容護送作業 1件 2,000円
土木、建築等工事現場作業手当	生活環境部（災害対策本部を含む）、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する職員	土木もしくは建築又は林務の工事現場（災害現場を含む）において、次に掲げる作業に従事したとき (1)山地又は高所における作業 (2)火薬その他危険物の取扱作業 (3)高熱物及び高圧電気等の取扱作業 (4)道路等の維持修繕作業等で著しく困難な作業	1日につき200円 （災害発生時：1日につき400円）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（16年度決算）	146,561 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	208 千円
支給実績（15年度決算）	183,791 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（15年度決算）	254 千円

(6) その他の手当（17年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　13,500円 (2)配偶者以外 ①2人まで それぞれ　6,000円 (ｱ)職員に扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人について 6,500円 (ｲ)職員に配偶者がない場合は、そのうち1人について 11,000円 ②①以外 1人について 5,000円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		89,430　千円	229,898　円
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ＋9,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 （家賃額－23,000円） ×1／2＋11,000円 ＋9,000円 ③家賃55,000円以上 36,000円 (2) 持家（世帯主） 10,500円 （新築・購入から5年間2,500円加算） (3) 上記以外　9,000円	異なる	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 （家賃額－23,000円） ×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2) 持家（世帯主） 新築・購入から5年間 2,500円	99,111　千円	142,196　円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限　55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 ①自転車 2,700円～3,200円 ②原動機付交通用具（自動車を除く） 4,900円～20,900円 ③自動車 6,400円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限　55,000円	異なる	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限　55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限　55,000円	66,796　千円	97,474　円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （16年度決算）
管理職手当	部長　64,000 円 指定理事　64,000 円 理事　56,000 円 審議官　32,000 円 副理事　52,000 円 課長　48,000 円 参事　40,000 円 総園長　44,000 円 園長　40,000 円 園長代理　20,000 円 指定職員　37,600 円	異なる	管理又は監督の地位にある職員の占める官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 給料月額×支給割合 ※支給割合 8／100～25／100	67,410　千円	522,561　円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満　2,000円 2時間以上3時間未満　4,000円 3時間以上　12,000円	異なる	管理職手当が支給される職員並びに指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じ、勤務1回につき4,000円～12,000円（指定職18，000円）ただし、6時間を超える勤務については150／100を乗じて得た額	144　千円	24,000　円

5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	市長	891,000 円	1,050,000 円／	744,000 円
	助役	731,500 円	880,000 円／	648,000 円
	収入役	665,000 円	810,000 円／	576,000 円
報酬	議長	679,000 円	744,800 円／	441,000 円
	副議長	630,500 円	656,600 円／	391,000 円
	議員	582,000 円	610,000 円／	370,000 円
期末手当		(16年度支給割合)		
	市長	6月期	2.1 月分	
	助役	12月期	2.3 月分	
	収入役	計	4.4 月分	
		(16年度支給割合)		
	議長	6月期	2.1 月分	
	副議長	12月期	2.3 月分	
	議員	計	4.4 月分	
調整手当	市長	(16年度支給率)		
	助役	3.0	%	
	収入役			
退職手当		(算定方式)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×支給率	任期毎	
	市長	990,000円×在職月数×40／100		
	助役	770,000円×在職月数×30／100		
	収入役	700,000円×在職月数×25／100		

(注)1 給料は平成14年4月1日から市長10%、助役・収入役5%減額されています。

2 報酬は平成17年4月1日から3%減額されています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門		職員数 平成16年	職員数 平成17年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	7	7	0	
	総務	130	125	△ 5	業務及び組織（統廃合）の見直し・退職者不補充による減等
	税務	37	37	0	
	労働	2	1	△ 1	退職者不補充による減等
	農林水産	8	8	0	
	商工	7	7	0	
	土木	89	79	△ 10	業務及び組織（統廃合）の見直しによる減等
	民生	189	179	△ 10	子育て支援・生活保護業務の充実による増等／古市保育園の廃止・退職者不補充による減等
	衛生	43	42	△ 1	業務の見直しによる減等
	小計	512	485	△ 27	
特別行政部門	教育	128	116	△ 12	業務の見直し・退職者不補充による減等
	小計	128	116	△ 12	
公営企業等会計部門	水道事業	38	36	△ 2	業務の見直しによる減等
	公共下水道	31	30	△ 1	業務の見直しによる減等
	国民健康保険	19	19	0	
	介護保険	11	10	△ 1	業務の見直しによる減等
	小計	99	95	△ 4	
合計		739 [810]	696 [810]	△ 43 [0]	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [　　]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）

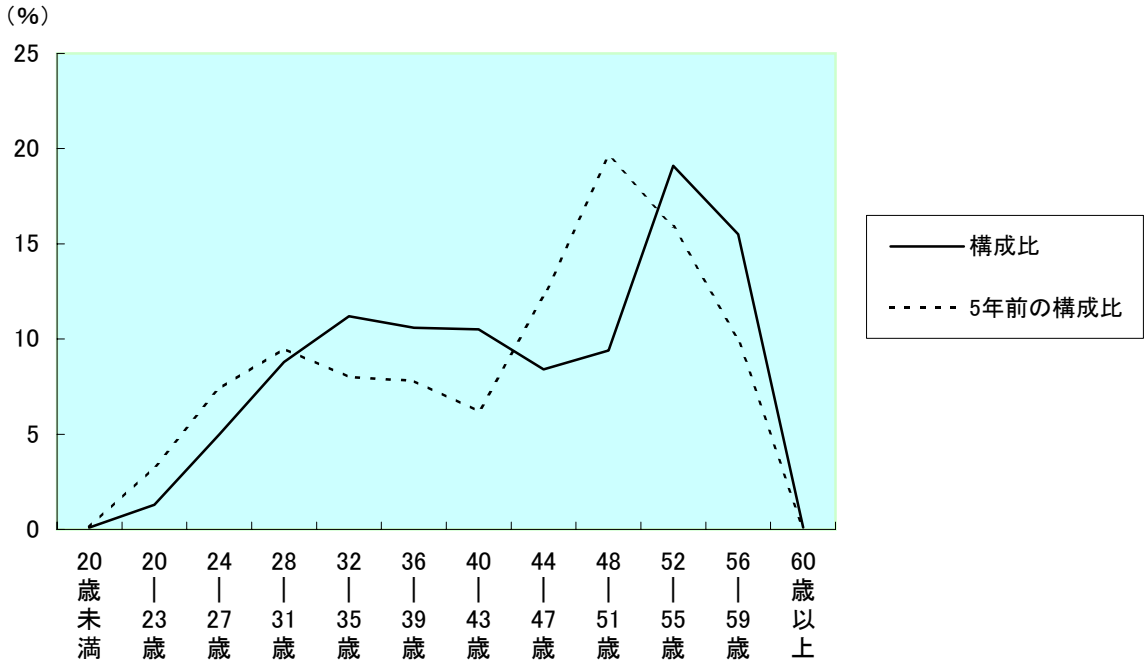

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 9	人 35	人 61	人 78	人 74	人 73	人 58	人 65	人 133	人 108	人 1	人 696

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①　定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5%以上の純減（予定）

※現在、本市には定員適正化計画がなく、平成17年度中に策定予定である。

②　平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年度中に、平成17年度を起点として、平成21年度までの5年間で職員数を5%以上純減することを目標とする計画を策定する予定である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 15年度の総費用に占める職員給与費比率
16年度	千円 2,298,523	千円 176,252	千円 421,240	% 18.3	% 18.5

(注)1 決算額は地方公営企業決算状況調査の分析によるものです。
2 職員給与費は資本勘定支弁職員分を含みます。

イ 予算

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 38	千円 169,798	千円 56,109	千円 76,535	千円 302,442	千円 7,959

(注)1 職員数は4月1日現在、水道事業会計の一般職に属する職員の数で再任用短時間勤務職員(2人)を含みます。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 給与費は当初予算に計上された額です。

ウ 特記事項

本市独自の給与抑制措置について

・平成14年4月1日から管理職手当カット(20%)を実施中。
(平成12年4月1日から平成14年3月31日まで10%カット)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
羽曳野市水道局	46.6 歳	438,275 円	687,556 円
団体平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

(注)1 基本給とは給料・扶養手当及び調整手当の合算額です。
2 平均月収額とは職員1人あたりの平均年収額を12で除して得たものです。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

羽曳野市水道局	羽曳野市
1人当たり平均支給額(16年度) 2,074 千円	1人当たり平均支給額(16年度) 1,926 千円
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 18%

(注) ( )内は、再任用短時間職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

羽 曳 野 市 水 道 局			羽 曳 野 市		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～10%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～10%加算）	
1人当たり平均支給額	0 千円	23,945 千円	1人当たり平均支給額	12,566 千円	25,965 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 調整手当（17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）		17,546 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		461,727 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
羽 曳 野 市	10 %	38 人	10 %

エ 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	事務・技術・技能職員	山地又は高所における作業	1日につき200円（災害発生時）1日につき400円）
		火薬その他危険物の取扱作業	
		高熱物及び高圧電気等の取扱作業	
		水道施設の維持修繕作業等で著しく困難な作業	

オ 時間外勤務手当

支給実績（15年度決算）	15,126 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（15年度決算）	398 千円
支給実績（16年度決算）	9,317 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	245 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(17年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	(1)配偶者　13,500円 (2)配偶者以外 ①2人まで それぞれ　6,000円 (ア)職員に扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人について 6,500円 (イ)職員に配偶者がない場合は、そのうち1人について 11,000円 ②①以外 1人について 5,000円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		7,578 千円	236,813 円
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ＋9,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円) ×1／2＋11,000円 ＋9,000円 ③家賃55,000円以上 36,000円 (2) 持家(世帯主) 10,500円 (新築・購入から5年間2,500円加算) (3) 上記以外　9,000円	同じ		6,336 千円	166,746 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 ①自転車 2,700円～3,200円 ②原動機付交通用具(自動車を除く) 4,900円～20,900円 ③自動車 6,400円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	同じ		3,545 千円	93,293 円

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
管理職手当	部長　64,000 円 指定理事　64,000 円 理事　56,000 円 審議官　32,000 円 副理事　52,000 円 課長　48,000 円 参事　40,000 円 総園長　44,000 円 園長　40,000 円 園長代理　20,000 円 指定職員　37,600 円	同じ		2,352　千円	588,000　円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満　2,000円 2時間以上3時間未満　4,000円 3時間以上　12,000円	同じ		0　千円	0　円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア　定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	5%

イ　平成22年4月1日現在における定員の数値目標

37